

第4回福岡県観光振興財源検討会議 議事概要

1 開催日時、場所

- (1) 日時 平成30年11月16日(金曜日) 13:00から13:50まで
- (2) 場所 福岡県庁8階 特別会議室

2 議題

- (1) 「福岡県観光振興財源検討会議 報告書(案)」に対するパブリックコメントの結果について
- (2) 「福岡県観光振興財源検討会議 報告書(案)」について

3 会議の概要等

(0) 冒頭

1) 福岡県商工部長挨拶

(司会)

それでは定刻となりましたので、ただいまから「第4回福岡県観光振興財源検討会議」を開催いたします。

はじめに、商工部長の岩永からご挨拶をさせていただきます。

(事務局 岩永)

福岡県商工部長の岩永でございます。

本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。この検討会議も、7月に第1回を開催いたしまして、今回で第4回目でございます。

前回の検討会議では、福岡県が実施すべき観光振興施策や、そのための財源確保策として宿泊税が適当であるということ、また、宿泊税の制度設計の案についても示していただきました。

本日の会議では、前回の会議後に実施しましたパブリックコメントを踏まえた報告書(案)をお示しさせていただくこととしております。

委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

2) 委員長挨拶

(司会)

続きまして、神野委員長からご挨拶をいただきます。

(神野委員長)

委員長の神野でございます。

前回、やむを得ない事情で欠席をいたしました。副委員長を中心にこれまでの議論をまとめていただき、岩永部長の話にもございましたが、報告書(案)をまとめていただきました。本日は、前回の検討会議での皆様のご意見や、パブリックコメントの結果を反映した案を、私の責任において作成させていただきましたので、本日はその案についてご議論いただきたいと思いますと思っております。

岩永部長の挨拶にもありましたが、この検討会議が始まったのは、7月の大変暑い時期のことでした。それも今や秋冬と申しまししょうか、冬将軍が駆け寄ってくるような時期に入ってまいりました。

第1回検討会議の冒頭で申し上げましたが、この検討会議では、認識を共有する

「知る段階」、委員の皆様の様々なアイデアを頂戴する「考える段階」、そして、それらを「まとめる段階」の3段階で進めていきたいと話しました。

冬の訪れとともに、この会議もいよいよ最終段階に入ってまいりました。本日も活発な議論と、議事運営へのご協力を頂戴できればと思います。よろしくお願いいたします。

3) 委員交代及び出席者の紹介

(司会)

神野委員長、ありがとうございました。

議事に入ります前に、一般社団法人 日本旅行業協会九州支部の支部長交代に伴う委員の交代についてお知らせいたします。

瀬口 龍也委員の後任といたしまして、一般社団法人 日本旅行業協会九州支部支部長の後藤 雅彦様に委員にご就任いただいております。

なお、本日は、後藤委員の代理といたしまして、同協会九州支部 事務局長の 長岡 俊和様にご出席いただいております。

次に、委員の欠席についてお知らせいたします。

北九州商工会議所 会頭 利島 康司委員が本日所用のため、ご欠席となっております。

それでは、これ以降の進行は、神野委員長にお願いすることといたします。
神野委員長、よろしくお願いいたします。

(1) 議題1 「福岡県観光振興財源検討会議 報告書(案)」に対するパブリックコメントの結果について

(神野委員長)

それでは、お手元の議事次第に従って進めてまいります。

まず、議題1『福岡県観光振興財源検討会議 報告書(案)』に対するパブリックコメントの結果について、事務局から説明をお願いします。

1) 事務局説明

(事務局 神代)

福岡県観光局観光政策課の神代でございます。資料1に基づいて、『福岡県観光

振興財源検討会議 報告書（案）』に対するパブリックコメントの結果」につきまして、ご説明いたします。

パブリックコメントにつきましては、本県のホームページにおいて、検討会議の事務局として実施いたしました。11月1日～10日までの10日間実施しまして、48名の方から57件のご意見をいただきました。

ご意見を紹介する前に、パブリックコメントについての考え方ですが、パブリックコメントは賛否を問うものではなく、幅広くご意見を伺うために実施するものでございます。できるだけ個々の意見を示してはおりますが、同趣旨の意見をまとめて表示するとともに、意見に対する考え方につきましても、回答を一つにまとめさせていただきます。

また、ご意見を受け報告書（案）に修正を加えた箇所もございますが、その内容については、次の議題で紹介いたします。

それでは、パブリックコメントの結果をご報告いたします。

まず、1の「税の導入・税率」について、いくつかご意見をいただきました。

一つ目は、宿泊は福岡市に集中しているものの、人の流れは広域的である。観光資源、あるいは環境面等の配慮を市町村と協力・連携して取り組む方が効果的。そのために、福岡県による「宿泊税」の導入には賛成です、というご意見です。

二つ目は、一つ目のご意見と同様、宿泊税の実施主体は福岡県に一本化して進めるべきだ、というご意見です。

意見に対する考え方としましては、報告書にも記載しておりますが、観光地と宿泊地が異なる場合の受益と負担の関係、また、特別地方消費税として飲食・宿泊行為に対し県税として課税していたという地方税の仕組み、さらに税収の半分を交付金として配分するなど、県と市町村の事業主体に応じた配分を検討の上、県税として課税することの検討が必要であると考えます、ということでもまとめております。

次に、福岡市が独自に宿泊税を課税した場合でも、減額することなく他の市町村と同額を課税すべきである、というご意見です。

意見に対する考え方としましては、税率は一律200円とすることが適当ではないかという基本的な考え方を示した上で、課税自主権に基づき、市町村が独自に宿泊税を導入する場合には、旅行者に過重な負担とならないよう、当該市町村の税率を下げるような特例措置を検討するなど、慎重に検討することが必要でないかという、例示として示した考え方についても、併せて示しております。

次に、金額はなるべく負担が少ないよう設定してほしい。できれば100円ぐらいが適当ではないか、というご意見です。

意見に対する考え方としましては、一律200円が適当ではないかという基本的な考え方をお示ししております。

次に、福岡県が課税するなら、宿泊地、宿泊日数に応じた金額を配分すべき、というご意見です。

また、その次以降ですが、宿泊者が使う水道など公共施設はホテル所在地の住民の税金により維持されているものであり、観光振興に必要な財源は必要な市町村が必要な額を確保した方がよい。

観光の取組みは、それぞれの市町村で行うべきであり、福岡市内に宿泊税を課税すべきではない、といったご意見です。

これらの意見に対する考え方としましては、冒頭で紹介した意見に対する考え方としてお示したものに加え、先ほど述べました、市町村が独自に宿泊税を導入する場合の特例措置の考え方等をお示ししております。

次に、税金はできる限り最小限にするのがよいため、宿泊税の導入そのものに反対です、というご意見です。

意見に対する考え方としましては、人口減少、少子高齢化が進む中、観光振興に取り組むことにより、消費と雇用を生み出すことは、地方創生の観点からも、非常に重要な取組みであること、そのため県を挙げたさらなる観光振興に取り組むことにより、県全体、九州全体の活性化の原動力となることが期待されていること、また、福岡県の財政は依然として厳しい状況にあり、観光財源を既存財源から安定的かつ継続的に確保することは困難な状況である。このため、安定的、継続的な財源として、「宿泊税」を導入することが適当である、という内容を、報告書（案）の記載どおりに回答しております。

続きまして、2の「使途」についてのご意見です。

一つ目は、宿泊税を何に使うかよく分からない。何に使うか議論して決めるべきだ、というご意見です。

意見に対する考え方としましては、これまでの過去3回の検討会議におきまして、議論を進めてまいりましたが、県が今後の更なる観光振興に向けて新たに、あるいは拡充して実施すべき施策、その事業規模、また市町村における施策について、その役割を県の指針の考え方に沿って取りまとめたものを、報告書（案）に示している旨をお示ししております。施策の具体的内容は、報告書（案）の参考図表でお示ししております。

次に、バリアフリールームを増やしてもらいたい、というご意見です。

意見に対する考え方としましては、先程と同様ですが、施策のイメージ案を報告書（案）に記載している旨をお示ししております。

次に、最近、外国人旅行客が増えて不安に思う、民泊などを利用されているのだと思うが、このまま増え続けると日常生活に不安を感じる、というご意見です。

意見に対する考え方としましては、これも先程と同様、施策のイメージ案として、

「住宅宿泊事業の適正な運営」を報告書（案）に記載している旨をお示ししております。

続きまして、3の「課税対象」についてのご意見です。

一つ目のご意見は、課税対象をクルーズ船にも広げてもらいたい、というご意見です。

意見に対する考え方としましては、クルーズ船による一時入国は、「入域」に含まれると整理の上、「入域」を課税対象とすることは困難で適当ではないという考え方をお示ししております。

次に、県内旅行者が多い福岡県では、居住地が福岡県内の方が多く印象で、県民税を納める人と宿泊税と納める人が重複する。福岡市地域や北九州市地域など地域を絞って課税し、県外の人から合理的に徴収すべき、というご意見です。

意見に対する考え方としましては、この財源は、受入環境整備、観光資源の魅力向上等、県全体の観光振興に資する施策に活用するものであり、県内存住の方が県内施設に宿泊した場合も、旅行の満足度を高めることに繋がるという考え方をお示ししております。

続きまして、4の「市町村との協議」についてのご意見です。

福岡市をはじめとした市町村との調整をきちんとやっていただきたい、というご意見がございました。

意見に対する考え方としましては、県内市町村と調整を図りつつ、必要な検討をされるよう、報告書（案）に記載した旨を回答しております。

続きまして、5の「その他」ですが、福岡県観光入込客推計調査のアンケート調査のもととなる調査票や調査方法も参考図表として掲載すべきというご意見がございました。

意見に対する考え方としましては、調査票すべてを掲載すると分かりづらい面もございますので、調査の概要を報告書（案）に記載した旨を回答しております。

説明は以上です。

2) 質疑

(神野委員長)

事務局から、第3回検討会議でまとめた報告書（案）に対するパブリックコメントの結果をご報告いただきました。

資料1の右側の「意見に対する考え方」については、これまでの本検討会議でいただいたご意見などを念頭に置きつつ、考え方をまとめたものでございまして、この考

え方は、私も内容を確認させていただきましたが、本検討会議の考え方という形でお示しするものになります。

いただいたご意見のうち、反映すべき点については報告書（案）に盛り込んでおりまして、それは次の議題で見えていきますが、現時点で、このパブリックコメントの結果についてご質問やご意見があればお願いします。

（委員）

「意見に対する考え方」の位置づけについてです。この考え方は、これまでの本検討会議で出された意見を踏まえたものという説明がありました。微妙な点があるように思います。この考え方は、本検討会議の結論的な位置づけになるのでしょうか。

（神野委員長）

「意見に対する考え方」は、事務局が、これまでの本検討会議での議論を踏まえて、検討会議の考え方として共有されているのではないかと内容を基に作成したものです。この内容がそのまま本検討会議の結論になるということではございませんが、この資料の内容は事前に私も確認しておりますので、資料の内容に係る責任は、すべて委員長である私にあるとご理解いただければと思います。

もちろん、本検討会議では、いつも自由なご議論をいただいておりますので、資料の中で、違和感がある点、修正意見等がございましたら、ここでご指摘いただいても一向に構いません。今お示ししている「考え方」はあくまで現時点での案ということですので、ここでの議論を踏まえて修正することも可能です。

（委員）

大きな流れとして、大反対ということでは全くないですが、考え方の内容の一部に、これから色々な関係者との調整が必要となるものもあるように思いますが。

（神野委員長）

そうした点があれば、ご意見いただいても構いません。意見に対する考え方として、会議の中で異なる意見も一部ありましたが、本検討会議の考え方としては、このようにまとめました、と言及することもできると思いますが。

（委員）

「基本的な考え方」として示されている、税率の部分や市町村との調整に関する部分は、現時点で結論として断定できるものではなくて、今後、調整や詳細な検討が進んでいくことを踏まえた上で、検討会議として大枠について了解したという位置づけかと思っております。

(神野委員長)

私どもは、あくまで知事の要請を受けて、それにお答えしていくという立場、スタッフでございます。そして、利害に関わる方々を含む、様々なお立場の方々に集まっていただいて、多くの知恵を出し合って、本日まで努力を重ねてきたと思っております。

もちろん、他の委員においても、自分の意見が十分に反映されていないと感じている方もいらっしゃるかとは思いますが、第3回検討会議において、副委員長を中心にとりまとめていただいた、パブリックコメントにかけた報告書(案)については、本検討会議でコンセンサスを得たもの、個別に反対箇所が多少あったとしても、全体としては、皆様の了解を得た報告書(案)であると考えております。

このように、私ども本検討会議の意見というのは、報告書(案)としてまとめたものであるという認識、前提の下、パブリックコメントを実施したわけです。

この前提が崩れてしまうと、検討会議において委員間の意見をまとめきれていない状態で、パブリックコメントを実施したということになってしまいますが。

(委員)

報告書(案)ということではなく、資料にある「意見に対する考え方」の位置づけがどういうものになるかという質問なのですが。

(神野委員長)

それについても、今、ご説明したことと同様の位置づけです。

(委員)

この考え方を、本検討会議としての結論という位置づけにするのか、あるいは意見に対する考え方の事務局案という位置づけにするのかということですが。

(神野委員長)

ここで示した考え方は、すべてこれまでの検討のプロセスの中で出されてきた考え方です。その検討過程に基づいて、事務局がこうした内容でいいのではないかとということで作成したものを、私が確認した上で、私の責任の下、本日の会議にお出ししたものであるということです。

(委員)

ということは、最終的な報告書の決定に至る途中で、事務局が示した考え方の案ということになるのでしょうか。

(神野委員長)

途中でと言いますか、報告書(案)についてパブリックコメントを実施して、実施した結果、修正すべき点があれば修正するということです。いただいた考え方に対する

る修正等の結果は、次の議題で示す最終的な報告書（案）に出てまいります。

パブリックコメントを実施した結果、このような意見が出たので、報告書（案）をこのように修正しましたとした時の、その修正内容の説明として、考え方をお示ししているわけです。

ここで示す考え方は、県の施策の方針等を踏まえたものでもありますが、根本は、この検討会議で議論された内容に基づいて出てきた価値観であり、状況判断であり、価値判断であるということでございます。

今回、パブリックコメントにかけた報告書（案）が、そもそも検討会議でのコンセンサスを得られていないものだという事でもない限りは、こうした認識になると思います。

（委員）

「意見に対する考え方」が、ここで議論された内容という位置づけであれば、考え方の内容に一部断定的な表現をしているところがありますので、そこは少し違うんじゃないかと思っております。

税の制度や今後の調整に関する案というのは、現時点ではイメージという段階のほうですので、この資料で、断定するような表現を用いるのはいかがなものかと思いますが。

（神野委員長）

今のご意見は、委員のお考えということでしょうか。それとも、それが本検討会議での合意だったということでしょうか。

（委員）

「意見に対する考え方」として、色々と記載がありますが、これが本検討会議の結論だという整理であれば、所々、断定的な記載が見受けられますので、そこは違うのではないかと思っております。

ただ、この考え方の内容が、事務局が進める報告書（案）の修正作業における途中経過という位置づけであれば、最終的な報告書で結論を改めて示すことができますので、途中経過ということであれば問題ないかと思っております。

前回の会議で、パブリックコメントにかけた報告書（案）を整理したという認識は私も持っておりますので、そのパブリックコメントに対する意見への答えが、どういった位置づけになるかという質問をさせていただいたわけです。

（神野委員長）

事務局の方で、何か回答できることなどはございますか。

（事務局 神代）

「意見に対する考え方」として記載した内容は、報告書（案）として皆様にお示し

させていただいたものから、基本的には抜粋したものでございます。

また、パブリックコメントについてですが、広くご意見を伺いまして、最終の報告書（案）をとりまとめる上で、反映すべき意見は報告書（案）に取り上げていくという趣旨で実施しているものでございます。

ですので、今回いただいた意見につきましては、報告書（案）に反映させるとともに、今後、この検討会議から報告をいただいた後、県におきましても制度の検討を進めてまいります。その際にも、今回のご意見は参考にさせていただくという位置づけで考えております。

（神野委員長）

よろしいでしょうか。「意見に対する考え方」の文面は、報告書（案）の文言を使って構成されているということでしたが。

（委員）

すべての文言のチェックはしておりませんが、制度等について、“イメージ”としていたところが、断定するような文言に置き換わっていないでしょうか。

（神野委員長）

それは報告書（案）に対するご意見ですということですか。

（委員）

資料1の「意見に対する考え方」についてです。

（神野委員長）

その記載内容は、報告書（案）から拾っているという事務局説明でしたが。

（委員）

そうではないのではないかという意見です。

（事務局 高原）

資料1に記載している内容は、前回の会議で案としてとりまとめていただいて、パブリックコメントにかけた報告書（案）の内容から、重要な部分はそのままの表現を使用しております。

表現として微妙な部分、例えば、課税自主権に基づいて市町村が独自に課税する場合のところの記載は、慎重に検討することが必要であるという部分も、報告書（案）の記載内容をそのまま使用しております。

（委員）

記載のイメージが、報告書（案）と少し違わないかというニュアンスで聞きました

が、そうではないということですね。

(事務局 高原)

そのとおりです。

(神野委員長)

よろしいでしょうか。

では、他にご意見・ご質問はございますか。それでは、他に意見もないようですので、議題1のパブリックコメントの結果についての報告は、これで終わることといたします。

先程の事務局からの報告にもありましたように、当然、これらの県民から寄せられた意見を、私たちはしっかり受け止めて、十分に斟酌した上で、反映すべきことは反映してまいりたいと思っております。

(2) 議題2 「福岡県観光振興財源検討会議 報告書(案)」について

(神野委員長)

続きまして、議題2に進んでまいります。

第3回検討会議で委員の皆様からいただいたご意見と、先ほど紹介したパブリックコメントでいただいた、県民の皆様からのご意見のうち、反映すべきものを反映させながら、報告書(案)を改めて、事務局に準備していただきました。もちろん、内容は私も事前に確認しており、私の責任の下、本日ご提示しております。

その報告書(案)について、事務局から説明をお願いします。

1) 事務局説明

(事務局 神代)

委員長からもご紹介いただきましたが、パブリックコメントや、これまでの3回の検討会議でご議論いただいた内容を反映させた報告書(案)を準備いたしました。

まず、目次をお願いします。

報告書の構成でございますが、まず、「はじめに」で、本検討会議の位置づけを記載しております。

次に、「福岡県観光の現状と課題」を記載し、次はその内容を踏まえた「福岡県の観光振興に必要となる施策」についてまとめております。

そして、財源を検討するにあたってベースとなる「福岡県の財政状況」について記載した上で、「新たな財源確保策のあり方」についてまとめております。

次の項目は、前回は「新たな財源確保策の制度設計」としておりましたが、第3回検討会議で宿泊税の導入ということを方針としてまとめていただきましたので、今回、

項目の名称を「宿泊税の制度設計」に変更しております。

最後に「おわりに」として、福岡県に対する検討会議としての考え方をまとめさせていただきます。

また、「参考」としまして、委員名簿、開催実績、本文中で参照しておりますデータ等を資料集ということで、巻末に掲載しております。

2 ページをお願いします。2 の「福岡県観光の現状と課題」です。

まず、(1)の「福岡県観光の現状」です。

福岡県の観光の現状ということで、入国外国人数、宿泊者数、そして観光消費額のいずれも伸びてきていること、また、旅行者の周遊状況ということで、本県内、九州内に入ってこられた方、あるいは福岡市に宿泊、北九州に宿泊された方が県内を広く周遊していることを記載しております。

4 ページをお願いします。そうした現状の中、訪日外国人のニーズとして、体験型観光を求める回答が多くなっており、こうした観光資源の開発が重要なポイントの一つと考えられることを記載しております。

(2)の「福岡県の観光振興にかかる課題」です。

一つ目の課題として、旅行者と地域住民双方に負担感のない受入環境の充実を挙げております。特に、外国人旅行者が旅行中に困ったこととして、無料公衆無線LAN環境、スタッフとのコミュニケーション、カードの利用などの回答が多く、受入環境の充実を図ることが求められていることを課題として挙げております。

また、旅行者の行動が地域住民の生活へ与える負担の軽減として、これも、外国人観光客が急増したことに伴って起こっていることですが、大型バス駐車場の不足など、受入環境整備が十分でないこと、また、生活習慣や文化の違いにより、受入側の地域住民との間で摩擦が生じていること、こうしたことから観光地の自治体や事業者、地域住民に大きな負担がかかっており、今後も観光を伸ばしていくためには、観光の持続可能性の観点から、こうした負担の軽減を図ることが必要であるということ、課題として挙げております。

二点目の課題として、観光消費額単価の向上を挙げております。4 ページの図表 3 にあるように、観光消費額の総額は伸びておりますが、訪日外国人の観光消費額単価は、全国の 15 万円/人に対して福岡県は 10 万円/人と、低水準に留まっていること、こうしたことから、高額消費を行う傾向がある中国からの個人旅行者、また、滞在日数が長いと考えられる欧米豪からの誘客を促進する取組みや、旅行者の滞在時間を延ばすための取組みが求められていることを記載しております。

6 ページをお願いします。3 の「福岡県の観光振興に必要となる施策」についてです。冒頭、福岡県の観光振興に必要となる施策について、しっかり議論をしたという記載をしております。これは、パブリックコメントでも、施策に関する議論が必要ではないかというご意見がございました。施策については、過去 3 回の検討会議の中でしっかりご議論いただき、その内容を反映したものとしておりますので、議論した上

で施策をとりまとめたことを明示する意味で、こうした記載をしております。

(1)の「『福岡県観光振興指針』における基本的考え方」です。

本県の観光振興の基本的な考え方として、平成29年7月に県が策定した「福岡県観光振興指針」の4本の柱をお示ししております。

(2)の「『福岡県観光振興指針』に基づく現状の取組み」です。

現状の取組みとしまして、福岡県で20億円強の事業に取り組んでいることを記載しております。参考としまして、この事業の内訳には、空港整備やスポーツ大会開催のために必要となる施設整備などは含まれておりません。

(3)の「観光振興に係る福岡県の役割」です。

この項目につきましては、検討会議の中で、委員の皆様から、県や市町村の役割をしっかりと検討すべきというご意見をいただきました。そのご意見に基づいて、県が果たすべき役割を3つ示しております。

一つ目は、「広域的な観点からの観光振興施策の実施」です。委員の皆様からいただきました、県においてはコーディネーター的な役割を期待されているというご意見、旅行者が広域を周遊していることを踏まえ、そうした観点で施策に取り組んでいくべきというご意見を踏まえた内容でございます。

二つ目は、「観光地づくりの核となる組織体制の強化」です。こちら、委員の皆様からいただきました、観光振興を推進するために、ベースとなる組織や中核となる人材を育成すること、その重要性を認識して、県としてしっかりと取り組むべきというご意見を踏まえた内容でございます。

三つ目は、「市町村が実施する観光振興施策への財政的支援」です。多くの市町村におきまして、観光振興により地域の雇用を作り、経済を活性化しようとしておりますが、総じて財政が厳しい状況でございます。また、宿泊施設は少ないものの、旅行者が多く訪れることにより、地域住民の生活に支障が生じ、その対策に多額の予算を充てている市町村もございます。こうした現状を踏まえ、市町村が地域の課題や観光振興の実情に沿って、創意工夫により実施する様々な施策への財政的支援の充実を図るべきという内容としております。

(4)の「観光振興に係る市町村の役割」です。

この項目についても委員の皆様から、まずは市町村が観光振興の磨き上げや受入環境の充実などを進めていく、それに対し県として、コーディネーター的な役割を務めていくべきというご意見をいただきましたので、市町村におきましては、基礎自治体として、自然、歴史、文化などの地域の観光資源に最も近いところにありますので、こういった地域の観光資源を発掘し、磨き上げていくことや、観光地・観光施設における受入環境整備といったことが役割であるとまとめております。

8ページをお願いします。市町村の役割の二点目として、観光の持続可能性の観点から、旅行者が地域住民に与える影響の緩和について、住民に最も近い基礎自治体である市町村が、その課題を把握した上で、住民の声を聴き、住民とも協議しながら、最も適切な解決方法を見出すことが求められているとまとめております。

(5)の「福岡県の観光振興に必要となる施策と事業規模」です。

この項目については、これまでの検討会議での議論の内容や、競争相手となる他県の先進事例も参考としつつ、今後新たに、あるいは拡充して実施すべき観光施策と事業規模の大枠についてとりまとめております。また、市町村における施策についても、県の指針の考え方に沿って、施策をとりまとめております。

前回の第3回検討会議でもご議論いただきましたが、施策の個々の内容については、今後、施策を具体化する際に、県又は市町村においてしっかり詰めるべきものであって、ここで記載している内容は、想定される施策の大枠であること、今後、実際に施策を展開する際には、市町村、関係者からも意見を聴取した上で、実態に沿った施策を展開することが望ましいという意見をいただきましたので、その内容を記載しております。

また、市町村への財政的支援につきましては、新たに、あるいは拡充して実施する施策について、交付金として財政的支援をすることが望ましいと記載しております。

また、パブリックコメントにおいて、31ページの参考図表12が分かりにくいというご意見をいただきましたので、文字を大きくするなどの修正をいたしました。

次に参考図表12に記載している施策の内容につきまして、ポイントを絞ってご説明いたします。

まず、県が主体となって取り組むべき施策です。

「観光資源の魅力向上」の取組みとしまして、前回の検討会議で、福岡県は観光地が少ないというご意見をいただきましたので、市町村や民間事業者と連携して取り組む新たな観光地づくりの取組みを挙げております。この他、旅行者の滞在期間を伸ばすための体験型観光プログラムの造成・販売支援などを挙げております。

「受入環境の充実」の取組みとしまして、県内、九州内の周遊促進を目的とした、ゲートウェイである空港の案内機能充実や、パブリックコメントでご意見もいただきました、バリアフリー化の取組みを挙げております。また、観光客が困ったこととして、Wi-Fi、多言語対応等の課題がございましたので、こうした課題に対応する取組みも挙げております。この他、パブリックコメントでいただきました、民泊について不安視するご意見を踏まえ、住宅宿泊事業法の適正な運営についての取組みなどを挙げております。

「効果的な情報発信」の取組みとしまして、県内の広域周遊・滞在を促すための宿泊助成事業等を記載しております。

「観光振興に係る体制の強化」の取組みとしまして、県や市町村が観光に関する戦略を立てる上でのベースとなる、ビッグデータを活用したマーケティングや、宿泊施設、観光関連産業の生産性向上と人材確保支援のための、サービス向上に係る研修などを記載しております。

32ページをお願いします。市町村が主体となって取り組むべき施策です。

市町村におきましては、個々の観光拠点における観光魅力の向上、受入環境の充実

等に取り組んでいくと考えており、そうした取組みに対し、県として財政的支援を検討してはどうかということで、取組みを挙げております。

戻りまして、10ページをお願いします。4の「福岡県の財政状況」です。

観光振興財源確保策を検討するにあたり、県の財政状況について議論した内容を記載しております。

(1)の「歳入・歳出の状況」です。

歳入面では、税収は増加傾向にあるものの、一方で地方交付税は減少傾向にあり、歳出面では、義務的に支出する経費の割合が高くなっていることを記載しています。

(2)の「財政改革の状況」です。

検討会議の中で、新たな財源を検討するのであれば、まずは現時点の財政状況や事業をしっかりと見直すべきだというご意見をいただきました。この意見を受けまして、県において「福岡県財政改革プラン2017」に基づく取組みを実施していることを記載するとともに、同プランに関する資料を巻末の資料集に追加いたしました。

11ページをお願いします。(3)の「今後の財政の見通し」です。

県において、先ほど述べました財政改革プランに基づく取組みを進めてはおりますが、依然として、厳しい財政状況が継続することが見込まれていることを記載しております。

12ページをお願いします。5の「新たな財源確保策のあり方」です。

まず冒頭ですが、3でお示した観光振興施策を進めていくために、財源確保策を検討した旨を新たに追記しております。

(1)の「福岡県が観光振興に取り組む必要性」です。

観光は産業の裾野が非常に広く、消費と雇用を生み出すことは、地方創生の観点からも非常に重要であること。また、検討会議でいただいたご意見ですが、治安などを含めた「地域の総合力」が観光地を評価するポイントの一つになっており、行政サービスを担う県の役割が大きいこと。さらに、これも検討会議でいただいたご意見ですが、福岡県では九州観光のゲートウェイとして、九州全体の観光を牽引する役割を果たすことが求められており、県においては、こうした社会的要請があることを強く認識し、県を挙げた観光振興に取り組むことにより、県全体、ひいては九州全体の活性化の原動力となることを期待されるということを記載しております。

(2)の「新たな財源確保策を検討する必要性」です。

3の「福岡県の観光振興に必要となる施策」で示した観光振興施策に積極的に取り組むべきということ、また、4の「福岡県の財政状況」で示しましたが、「福岡県財政改革プラン2017」に基づく取組みを進めてはいるものの、財政は依然として厳しい状態にあり、新たな観光財源を既存財源から安定的・継続的に確保することが難しい状況であることを記載しております。

これらの点に加えて、前回の会議でいただいたご意見ですが、新たな財源確保策を講じることとなった際には、その財源は新たな施策、あるいは既存施策の拡充に充て

るべきであり、既存事業の単なる財源の振り替えとならないよう、使途の面においても、関係者の意見を聞くなどして評価していくべきということを追記しております。

(3)の「他自治体における財源確保の事例」です。

この会議での検討にあたって参考とした、他自治体の事例について記載しております。詳細な内容は、資料集に掲載しております。

(4)の「負担を求める対象の検討」です。

負担を求める対象として、観光振興施策に充てる財源ということで、旅行者を対象とした財源確保策を検討することとした旨を記載しております。また、検討会議でいただいたご意見ですが、本県においては観光目的の旅行者だけではなく、ビジネス客も多いことから、財源の使途として、旅行目的に関わらず、旅行者が幅広く利益を享受する施策についても検討が必要ではないかという旨を追記いたしました。

(5)の「財源確保の手法の検討」です。

財源確保の手法について、安定性・継続性の面、受益と負担の関係の観点で比較検討した上で、観光振興という特定の目的の実現のために課す、法定外目的税が最も適しているのではないかという形でまとめました。

また、税とした場合に課税対象とする観光行動についても検討いただきました。その検討の内容は、資料集に参考図表として掲載しております。その検討の結果を踏まえまして、宿泊行為に対して課税することが適当ではないかという方針を追記いたしました。

15 ページをお願いします。目次の紹介の際にも申しましたが、前回の検討会議において、新たな観光振興財源確保策として宿泊税導入が適当ではないかという検討会議の議論の方向性をまとめていただきましたので、6の項の名称は「宿泊税の制度設計」に改めさせていただきます。

ここで示します宿泊税を課する場合の制度につきましては、あくまでも制度の基本的な考え方ということでございます。県において税の詳細な制度設計を行う際には、この検討会議の意見や、関係者となる特別徴収義務者等の意見を十分に勘案し、課税に関わる様々な課題を考慮した上で適切な制度を作り上げていくことを期待するという旨を明記しております。

(1)の「納税義務者の検討」です。

納税義務者については、他県の状況や本県の民泊等の状況を勘案し、ホテル、旅館、簡易宿泊、民泊、特区民泊を宿泊者の対象とすべきという考え方をお示ししております。一方で、課税免除の対象については、今後、県において制度設計する際に、誘客への影響や宿泊事業者等にかかる事務負担等を考慮に入れ、慎重に検討すべきであるという考え方を記載しております。

(2)の「免税点の検討」です。

免税点については、免税点を設けないことが適当であるという考え方を記載しております。

(3)の「税率の検討」です。

税率については、新たな観光振興施策に要する事業の規模を確保することが可能であることや、先行自治体の最低税率と比較して、納税者にとって過重な負担とならないことなどを勘案し、一律 200 円が適当ではないかという基本的な考え方をお示ししております。

また、例示ということではございますが、今後、課税自主権に基づいて市町村が独自に宿泊税を導入する場合には、旅行者に過重な負担が生じないよう、17 ページの図表 9 の右側に課税のイメージを示しておりますが、当該市町村内では県主体事業の金額分のみ徴収した上で、当該市町村には交付金を配分しないなどといった特例措置を、県として、慎重に検討することが必要ではないかという考え方をお示ししております。

(4)の「徴収方法、特別徴収義務者の検討」です。

徴収方法は特別徴収とし、特別徴収義務者は宿泊事業者等とすることが適当であるという考え方をお示ししております。

(5)の「課税を行う期間」です。

この項目については、検討会議の中で、一度税を導入したら、ずっと継続させるのではなく、一定の期間を設けて税のあり方について検証すべきというご意見をいただきました。こうしたご意見も踏まえ、税制度のあり方について、5 年ごとに検証することが適当である、ただし制度開始当初は 3 年程度で検証することが適当であるという考え方をお示ししております。

19 ページをお願いします。7 の「おわりに」です。

検討会議から、この報告書（案）を県に提出いただいた後、県として、具体的な検討を進めてまいることになりますが、この報告書の提出にあたっての検討会議の考え方を、「おわりに」ということでまとめております。

まず、この会議から提言した内容についての記載です。

県においては、3 の「福岡県の観光振興に必要となる施策」で示した 3 つの役割に沿った施策に取り組む必要があること、具体的な施策を進めるにあたっては、施策の重複が生じないよう、市町村や関係団体等の間でしっかり調整すること等を提言した旨を記載しております。

次に、県の役割に沿った施策を迅速化させるために必要となる安定的・継続的な観光振興財源のあり方について熟議を積んだ上で、福岡県においても「宿泊税」を導入することが適当であること、そしてその制度の基本的考え方について提言した旨を記載しております。

その上で、これらの提言はあくまで基本的な考え方を示したものであり、今後、この報告書を受けて、福岡県において宿泊税に係るさらに細部の制度設計を行っていく際には、納税される宿泊者の方々や特別徴収義務者となる宿泊事業者などの方々、そして県民の方々に、宿泊税を課する趣旨、税の用途、税の制度、そしてこの税を使って新たに生み出される行政サービスの受益について、十分な納得をいただくことが何より肝要だということを認識すべきであること、そして県民・関係者の方々の理解を得る努力を重ねるとともに、県内市町村との調整を図りつつ、必要な検討をすべきこ

と、宿泊税が導入された後も、所期の目的が達成されるよう、着実な運用に留意すべきであることを記載いたしました。

そして最後に、県がこの報告書の提言内容について、さらなる検討を深め、新たな観光振興財源を活用した観光振興施策に県を挙げて取り組むことにより、県全体、ひいては九州全体の観光の活性化の原動力になっていくことを期待するというので、この報告書の結びとさせていただきます。

説明は以上です。

2) 質疑

(神野委員長)

ありがとうございました。第3回の検討会議でまとめていただいた報告書(案)について、会議でのご意見やパブリックコメント等を考慮して、修正した案をご説明いただきました。

事務局の説明に対して、何かご意見、ご質問等あればお願いします。

(委員)

第3回検討会議の際に、宿泊事業者は直接税の徴収にも関わってまいりますので、宿泊業界の意見について、述べさせていただきました。

今回、事務局の説明を伺いまして、そうした意見について配慮をいただいたものと受け止めております。

今後も、県において検討が進んでいくものと思っておりますが、宿泊業界としましては、福岡県と福岡市の両方で検討が進んでいるという現状に、大変困惑をしております。今後も、我々事業者に対して、引き続き配慮をいただきながら、検討を進めていただけるとありがたいと思っております。

(神野委員長)

今後は、県において、制度の執行にかかる検討に入っていくことになろうかと思えます。租税原則に「便宜の原則」というものがございますので、それを重視する形で検討を進めていただければと思えます。

(委員)

第3回検討会議までの議論や、特に第3回の会議の中で、委員の皆様から、かなり多くの注文や宿題が出されておりました。そうした注文、宿題を踏まえた修正も、今回の報告書(案)では行われておりましたので、私としては、この案でよろしいかと思っております。

特に、用途をどうするかというところについて、第3回の会議で多くの宿題が出ておりました。用途について、今、挙げていただいているもので本当に十分なのか、大丈夫なのかという点は、委員の皆様ご指摘のとおり、色々な意見が出るころだと思

います。今後、制度を固めていく際には、そうした意見も踏まえた上で検討を進めていただいて、実際に制度を運用する際も、適切な運用に努めていただきたいと思います。

制度設計についても、前回の会議で多くの宿題が出ておりますので、今後もさらに慎重かつ丁寧な検討を進めていただいて、制度を作っていくということが、次のミッションになるんだろうと思います。

今の地方を巡る状況を考えますと、人口減少が進んでいく、さらに少子高齢化も進んでいって、高齢化のピークが2040年ということで、国においても、2040年を見据えてどうしていくかという方向で、政策の検討が進められています。今後、仮に宿泊税を導入し、財源が確保できたとしても、それは限られた財源になります。

県全体としての財政ニーズには、医療や教育、福祉など規模の大きいものがありますので、これからは、地域でいかに効率的に財源を使っていくかということが、とても大事になる局面に差し掛かっていくんだろうと考えております。

その点を踏まえて、地域住民の視点で見ますと、皆どこかの市町村の住民であり、同時に県民であり、国民でもあります。そうした時に問題となるのは、税を県が取るのか市町村が取るのかというところではなくて、財源として確保したものを本当に効率的に使っているのかというところだと思います。

県と市町村の役割分担をしっかりと行って、ジグソーパズルをはめるように、施策を講じていかなければ、財源がいくらあっても足りません。パブリックコメントでもたくさんご意見が寄せられていましたが、市町村との調整・連携については大きな宿題として、今後もしっかり取り組んでいただきたいと思いますし、この点に関するコメントは、報告書（案）の「おわりに」で、検討会議の意見としても出しておりますので、是非ともよろしく願いしたいと思います。

（神野委員長）

ありがとうございました。他にご意見はありますか。

（委員）

事務局から、納得できる説明をいただいたと思っております。

色々な方の意見を聞いて、とりまとめられた報告書（案）ですので、内容については賛成いたします。

私どもも観光は重要な産業として認識しておりまして、観光産業の振興のために色々なことをお願いしている立場ですので、行政には色々な施策を実施していただきたいし、実施すべきというスタンスであります。そして、そのために財源が必要で、どういう財源を持ってこようかということはこの会議で議論して、宿泊税という結論になったと受け止めております。

今後、具体的に制度設計を進める際には、色々な立場からのご意見もあるかと思っておりますので、事務局からの説明にもありましたが、市町村をはじめ、税を徴収する方々、税を負担する方々など、色々な立場の方々のご意見を聞いた上で、納得のいく制度に

してもらいたいと思っております。この点については、事務局の説明のとおり、今後とも進めていただきたいと思います。

(神野委員長)

ありがとうございました。他にご意見はありますか。

(委員)

九州全体の観光振興に携わっておりますが、現在、国が地方創生を重要な地方活性化のテーマとして進めておられて、地方創生の取組みの中で一番形が見えてきているのが観光の活性化です。それ以外にも具体的な取組みがいくつかあると思いますが、他はどれも大変な状況だと思っております。

九州を見ましても、6年前に100万人くらいだったインバウンドが、今は494万人ということで、5倍に増えています。国内観光も重要ですが、こちらは横ばいの状態で、なかなか難しい。ですので、インバウンドをどのように増やしていくかということについて、ものすごく大事なテーマだと思っております。

インバウンド増加のための具体的な取組みについては色々やっておりますが、例えば欧米豪や中国のFITなどは、なかなか上手くいきません。この辺りの旅行者を取り込んでいかないと、旅行者の消費単価がなかなか伸びてこない。

クルーズ船が多く訪れていることは大変結構なことですが、長期滞在せずにそのまま国に帰ってしまうことが課題ですし、韓国からの旅行者が安・近・短を求めて福岡に来るといのはしょうがないと思っております。

そうした課題が数多くある中で、この報告書(案)にやるべきことが整理されています。この内容はよく整理されたものだと思います。今後は、ここに書かれていることを具体的に、一つひとつ実行していくことが重要。理念だけではだめで、やはり実行していかないといけない。

その実行には、どうしても人材がいるし、宣伝活動もしないといけない、色々な事務経費もかかるということで、やっぱりお金が要るんです。私どもとしてはそのお金が欲しくてしょうがない。九州観光推進機構では、官民がお金を出し合って、5億円の予算がありますが、やりたい取組みを進めるには全然足りない。そこで、この会議で検討した、宿泊税のような特定財源を何か作れないかという話を以前からお願いしておりましたので、今回、宿泊税導入というとりまとめができたことは、大変ありがたいことだと思っております。

今後、制度を進めていく上では、他の委員の方のご意見にもありましたが、税金としていただくものですので、観光のためにしっかり使っていくということがまずは大前提だと思います。それに加えて、制度を作る際には、やはりシンプルな方が良いでしょう。福岡県と福岡市の関係というものもあるかと思いますが、バラバラになると現場に手間がかかります。それはよくない。

また、税の最低額が、100円+200円で300円になるということですが、この額は少し高いんじゃないかと思っております。東京都のように免税点があるわけではなく、すべ

での宿泊行為に課税するということですので、そのあたりも県と市で調整すべきだと思います。

最後に、観光がきわめて重要な産業だということを、検討会議の委員の皆様は認識いただいていると思いますが、地域全体で皆に認識していただきたいと思っております。

(神野委員長)

ありがとうございました。地方創生の大きな流れの中で、観光が大きな波となって、今まさに、うねりが始まろうとしているので、福岡のゲートウェイ機能を利用して九州全体が波に乗れるように、施策を打ち出していく必要があって、この報告書に基づく施策が、その一つの足掛かりになればということと、税で確保した財源を執行していく過程での注意をいただきました。他にご意見はありますか。

(委員)

「安定的かつ継続的」という言葉が出ましたが、その前提として、観光客の伸びを維持していかなければなりません。観光客が増え続けていかない限りは、「安定」、「継続」ということに繋がっていかないので、まずは観光客の継続的な増加に向けて、宿泊税で確保した財源による観光振興施策の実行を、徹底して進めていただきたいということが一点目の意見です。

二点目は、報告書(案)そのものについては、私も基本的に賛成ですが、この報告書(案)の内容のほとんどが課税に関する内容で、納税者側に関してはあまり触れられておりません。他の委員の意見にもありましたが、県と市の税額をどうするのかという問題がございます。観光客にとっては、税を県からも市からも取られるということになると、やはり負担を感じてしまいますので、なんとか話し合いを上手くまとめていただいて、そういう事態を回避してもらいたいと思います。

(神野委員長)

ありがとうございました。他にご意見はありますか。

(委員)

まずは、報告書(案)をしっかりとまとめていただいて、お礼を申し上げます。私も福岡県の観光振興に関わる立場の一人ですので、こうした形で考え方を丁寧にまとめていただいて、大変助かっております。

今後は、県において制度設計が行われて、実施されていくかと思いますが、報告書(案)の18ページに書いてありますとおり、途中での見直しをしっかりとやっていただきたいと思います。PDCAサイクルを回していくことが大変重要だと思いますので、制度を作ってそれでおしまいということにならぬよう、くれぐれもよろしくお願い申し上げます。

(神野委員長)

ありがとうございました。他にご意見はありますか。

(委員)

他の委員のご意見でも出ましたが、使い道が最も大事な部分。これからより具体的な検討が進んでいくと思いますが、実際に用途を決定する際には、財源が欲しいという声がたくさん出てくるとお思いますので、結果としてバラマキにならないよう、丁寧な検討を進めていただきたいと思います。

また、使い道には、納税者が「ここに使われているんだな」ということがわかるようなものがないと、納得していただけないのではないかと思います。

こうした点を踏まえて、用途については、短期的な取組み、中期的な取組み、長期的な取組みと整理して進めていっていただきたいと思います。税の導入当初は3年で検証して、その後は、5年ごとに検証していくという話もありましたが、観光というものは、10年経ってもまだゴール地点に辿り着かない、観光振興の取組みというのはずっと永遠に続くのではないかと感じる部分もございまして。こうした長期的な視点というものも考えながら、計画策定や、施策の必要性の検証をしていってもらいたいと思います。

福岡県には魅力的な観光資源はたくさんございますが、ランドマーク的な施設が無い、様々な観光資源がバラバラに点在していて、尖った資源が無いという意見を、前回の会議でもさせていただきました。例えば広島ですが、平和公園や宮島の鳥居には、ものすごい数の観光客が訪れております。これらの施設はやはり地域のランドマークになっているんですね。他にも、沖縄では首里城が復元されましたし、熊本城の補修も進められております。こうした観光地では、継続して観光客が増えております。そのようなランドマークとなる観光資源を是非作ってもらいたいと思いますし、また、その資源は持続可能なもの、サステナブルな観光資源でなければならない。スペースワールドのように、お金が無いから止めたいというのでは困るわけで、地域のランドマークとして、ずっと繋いでいかなければいけない。

前回の会議で一つの例として申し上げましたが、福岡県及び北部九州、あるいは九州全体に拡がる可能性がある広域的な観光資源づくりの取組みということで、「大宰府政庁跡地等関連遺産歴史公園整備事業」、事業名はとりあえず勝手に付けたものですが、山城等の史跡を広域的に繋ぐ取組みです。こうした取組みを是非検討していただきたい。

奈良県では、「平城京跡歴史公園朱雀門広場事業」という壮大な取組みを、国も巻き込んで始めております。こうした取組みはもちろんすぐにはできないと思いますが、短期・中期・長期という視点も取り入れていただいて、もちろん太宰府だけではございません、福岡県全体、北部九州、あるいは九州全体に影響があるような観光資源を、九州国立博物館の方や大学の先生等も交えてご検討いただいて、地域のランドマークとなる観光資源、福岡は、九州はこれだという観光資源を作る取組みを、是非用途の一つの案として、ご検討いただきたいと思います。

(神野委員長)

ありがとうございました。他にご意見はありますか。

(委員)

説明いただいた報告書(案)につきましては、これまでの議論を反映した形でしっかりとまとめていただいたと思います。改めてお礼を申し上げたいと思います。

第1回の検討会議で意見を申し上げましたが、観光客が増えることで、地域の負担になっている側面がございますので、観光地の地域住民の方々にもしっかりと配慮した取組みも進めていくことが大事かと思えます。

他の委員のご意見にもありましたが、現在、複数の課税主体による制度の重複という課題が見えてきているところでございます。制度の関係者となる事業者の方々の負担にならないように、今後、配慮をしていただきたいと思います。

(神野委員長)

ありがとうございました。他にご意見があればおねがいします。

よろしいでしょうか。

それでは、皆様、貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。委員の皆様からご意見をいただきましたが、報告書(案)の内容についてご了解いただいたということで、報告書(案)については案を取った形で、この検討会議の議論を取りまとめた報告書とすることにご承知おきいただいたということでよろしいでしょうか。

(委員からの異議なし)

(神野委員長)

それでは、この検討会議の委員長として、至らない部分もあったかと存じますが、会議の議論を報告書としてまとめることができたということに、まずは深く御礼申し上げます。

観光というのは、「観」は悟りを開く、「光」は希望というような意味でございます。福岡県には、この報告書を導き星と言いましょか、指針として、ますます光輝くような政策を打ち出していただくと同時に、制度を執行していく上で、納税者、担税者、さらには県民の皆様方からも、多くのご意見があったかと思えます。

知事の、この検討会議を設けて、議論を慎重に進めていきたいというスタンスの中には、県民の理解を取り付けながら、政策を進めていこうというスタンスがあったかと思っております。知事におかれましては、この検討会議の報告書を一つの選択肢と言いますか、指針としながら、政策を進めていただければと思います。

政策で重要となるのは、その政策がきちんと問題を整理しているかどうか、的確な対応策ができていくかどうかという点と、もう一つ重要なものが、情熱だと言われて

おります。その情熱というものには、いわゆる県民の支えが必要だろうと思いますので、本当に県民が望むような政策、そしてさらには、大きな公益が望めるような政策を実現していただきたいと思っております。

それでは、この検討会議としての議論は、以上をもって終了させていただきたいと思っております。これまでの4回にわたり、副委員長をはじめ、委員の皆様にも多大な御尽力をいただいたことに深く感謝を申し上げたいと思っております。また、会議の運営を支えていただいた事務局の皆様にも、感謝を申し上げます。

それでは、事務局にお返しいたします。

(事務局 高原)

神野委員長をはじめ、委員の皆様、大変熱心なご議論をいただき、本当に、感謝を申し上げます。ご議論にもありましたが、税金をいただくこと、そしていただいた財源を観光振興に充てるということ、そして、来られる方の受入環境、満足度を高めていくことに、私どもとしましては、これからしっかり尽力をしてまいりたいと考えております。

そして、特例措置として、原案を示していただきましたが、市町村との調整につきましても、全力で対応してまいりたいと考えております。

これまでのご議論、誠にありがとうございました。